

報告第 1 0 号

債権放棄の報告について

京丹後市債権の管理に関する条例（平成 2 2 年京丹後市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定により権利を放棄した債権について、同条例第 1 5 条第 2 項及び京丹後市債権の管理に関する条例施行規則（平成 2 2 年京丹後市規則第 1 4 号）第 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別紙)

番号	所管部局(課)	名称	件数	金額	放棄した時期	放棄した理由	備 考
1	医療部（弥栄病院事務部管理課）	入院収益	8件	241, 979円	令和4年2月	条例第14条第2号	破産法(平成1 6 年法律第7 5 号)第2 5 3 条第1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
		外来収益	12件	92, 610円			
小 計			20件	334, 589円			
2	上下水道部 （経営企画整備課）	水道料金	7件	6, 947円	令和4年3月	条例第14条第3号	消滅時効が完成したとき。（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く）
3	健康長寿福祉部 （生活福祉課）	くらしの資金貸付金	11件	55, 000円	令和4年3月		
小 計			18件	61, 947円			
4	上下水道部 （経営企画整備課）	水道料金	59件	374, 291円	令和4年3月	条例第14条第8号	債務者が死亡し、相続人全てが民法第9 3 8 条の規定により相続放棄した場合において、同法第9 5 2 条の規定による相続財産管理人を選任し、相続財産を精算したとしても、当該精算にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。
小 計			59件	374, 291円			
合 計			97件	770, 827円			